



海南市告示第 102 号

地方税法第20条の2の規定により、送達を受けるべきものの住所及び居所が
明らかでないため、公示送達する。

令和8年8月7日

和歌山県海南市長 神出 政巳



公 示 送 達 書	
下記の書類は、税務課に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者	別紙のとおり
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税納税通知書
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、 7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

(別紙)

令和8年度 軽自動車税 納税通知書

送達を受けるべき者	期別
木下 あすか	全
佐藤 大地	全
竹下 誠	全
西野 攻	全
南垣内 匠	全